

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月22日

香芝市長 福岡憲宏

香芝市規則第33号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号及び第15条第5項第2号中「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。